

施策 6-1-⑪

土砂災害危険箇所対策等の推進

【取組の概要】

山間部を多く抱える四国地方においては、毎年、梅雨や台風の季節が来ると、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生し、尊い人命や貴重な財産を奪う危険性を有しています。

土砂災害対策については、「早めの避難」が効果的な対策となりますが、関係機関との連携のもと、災害の発生抑制や被害の軽減に向け、ハード・ソフト一体となった施策を推進していくことが重要です。

ハード対策としては、国や県との連携を図りながら、砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を進めていくことが必要です。

また、ソフト対策としては、土砂災害警戒区域等として指定を図り、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を進めていくことが必要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けた際には、土砂災害に関する警戒避難体制について、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることが必要です。
- ・土砂災害の危険から身を守るためには、住民一人ひとりが土砂災害に対する確かな判断をし、「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけることが重要であり、その周知に努めることが必要です。
- ・土砂災害危険箇所では、地震時の揺れに起因した崩壊や土石流等が生じる可能性があることから、雨が降っていない場合においても土砂災害等が起こりうることの周知を図ることが重要です。
- ・総合防災マップ等の作成・配布により、住民等に対して危険箇所の周知を図ることが必要です。
- ・避難場所や避難所の指定に当たっては、土砂災害の危険性の有無を確認する必要があります。